

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

製品名	オレンジクリーナー 強力溶解洗浄
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M251219

### 2. 危険有害性の要約

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語

##### 危険有害性情報

##### 危険

- H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
H350 発がんのおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H371 呼吸器の障害のおそれ  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ  
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

##### 注意書き

##### 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
(P202)

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
(P270)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。  
(P280)

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
(P301+P330+P331)

皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。  
(P303+P361+P353)

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
(P314)

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。  
(P363)

保管  
廃棄

施錠して保管すること。(P405)  
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

#### 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン	3.0%	不明	不明	不明	61789-40-0
エタノール	1.0 - 5.0%	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> OH	(2)-202	既存	64-17-5
水酸化ナトリウム	1.0 - 5.0%	NaOH	(1)-410	既存	1310-73-2
界面活性剤	<1.0%	不明	不明	不明	営業秘密
d-リモネン	0.5 - 2.0%	C <sub>10</sub> H <sub>16</sub>	(3)-2245	既存	5989-27-5
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	<0.5%	(NaOOCCH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> NCH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> N(CH <sub>2</sub> COONa) <sub>2</sub>	(2)-1265	既存	64-02-8

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

#### 皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

#### 眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。

#### 飲み込んだ場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。  
口をすすぐこと。  
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

### 5. 火災時の措置

#### 適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

情報なし

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

#### 環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材  
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。  
少量の場合、吸着剤(土・砂など)で吸着させ取り除いた後、残りを大量の水で洗い流す。  
盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。  
必要があれば希塩酸、希硫酸などで中和する。  
中和の際は、発熱、発煙などに注意する。

二次災害の防止策  
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。  
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。  
漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意		『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
取扱い	技術的対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  取扱い後はよく手を洗うこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。
----	---------	-----------------------------------

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン	未設定	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定	設定あり
水酸化ナトリウム	未設定	【最大許容濃度】2mg/m <sup>3</sup>	設定あり
d-リモネン	未設定	未設定	未設定
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定
水酸化ナトリウム	未設定	未設定
d-リモネン	未設定	未設定
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参考先 : <https://www.acgih.org/>

設備対策	蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。

状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。

**眼、顔面の保護具** リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。

皮膚及び身体の保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	無色～淡黄色透明
臭い	リモネンの香り
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界 下限 ／可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	13.0以上
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	通常の使用条件下では、危険な反応を生じる恐れはない
化学的安定性	通常の使用条件下では、安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

## 1.1 有害性情報

有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が43543.9911797mg/kgのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が666666.6666667mg/kgのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が50000ppm超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		製品のpHが13のため塩基(pH≥11.5)とし、区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		製品のpHが13のため塩基(pH≥11.5)とし、区分1とした。

呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感作性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
発がん性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性	※区分1は0.75%含まれる。 区分1Aの成分が2%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1Aの成分が2%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性・授乳影響) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分1(呼吸器)の成分が1.5%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(肝臓)の成分が2%のため、区分2(肝臓)とした。
誤えん有害性	※区分2(中枢神経系)は2%含まれる。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

#### 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が106.5%のため、区分3とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が105%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

#### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	まとまった量の本製品を廃棄する場合には、産業廃棄物として、事業者自らが処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくはその処理を行なっている地方公共団体に委託して処理すること。
汚染容器及び包装	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

#### 14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質	非該当 消防法の規定に従う。 非該当 非該当

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報 非該当 なし
15. 適用法令 労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)  エタノール 水酸化ナトリウム (3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ココアシル誘導体内部塩
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)  エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(5%未満) (営業秘密) ジペンテン(安衛則別表第2の番号:989)(5%未満) (営業秘密) 水酸化ナトリウム(安衛則別表第2の番号:1122)(5%未満)(営業秘密) (3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ココアシル誘導体内部塩 (安衛則別表第2の番号:99)(5%未満)(営業秘密)
	d-リモネン(安衛則別表第2の番号:2220)(5%未満) (営業秘密)
	腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)
	水酸化ナトリウム (3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ヤシアシル誘導体内部塩
労働安全衛生法(表示・通知 対象物質、がん原性物質) (令和8年施行分)	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)  エタノール 水酸化ナトリウム (3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ココアシル誘導体内部塩
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)  エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(5%未満) (営業秘密) ジペンテン(安衛則別表第2の番号:989)(5%未満) (営業秘密) 水酸化ナトリウム(安衛則別表第2の番号:1122)(5%未満)(営業秘密) (3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ココアシル誘導体内部塩 (安衛則別表第2の番号:99)(5%未満)(営業秘密)
	d-リモネン(安衛則別表第2の番号:2220)(5%未満) (営業秘密)
労働安全衛生法(表示・通知 対象物質、がん原性物質) (令和9年施行分)	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エタノール  
水酸化ナトリウム  
(3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ココアシル誘導体内部塩

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(5%未満)  
(営業秘密)

ジペンテン(安衛則別表第2の番号:989)(5%未満)  
(営業秘密)

水酸化ナトリウム(安衛則別表第2の番号:1122)(5%未満)(営業秘密)

(3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ココアシル誘導体内部塩  
(安衛則別表第2の番号:99)(5%未満)(営業秘密)

d-リモネン(安衛則別表第2の番号:2220)(5%未満)  
(営業秘密)

非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物(管理番号:574)(3.0%)

毒物及び劇物取締法  
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

化審法  
消防法  
水質汚濁防止法  
大気汚染防止法  
海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

水道法

労働基準法

化学兵器禁止法

## 16. その他の情報

### 参考文献

優先評価化学物質(法第2条第5項)  
非危険物  
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)  
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)  
個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)  
  
油性混合物(施行規則第2条の2)  
有害でない物質(施行令別表第1の2)  
有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))  
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)  
有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)  
有害液体物質(Y類同等の物質)(環境省告示第148号第2号)  
有害液体物質(Z類同等の物質)(環境省告示第148号第3号)  
輸出貿易管理令別表第1の16の項  
輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)  
特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)  
有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)  
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)  
有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド

化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成  
システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。